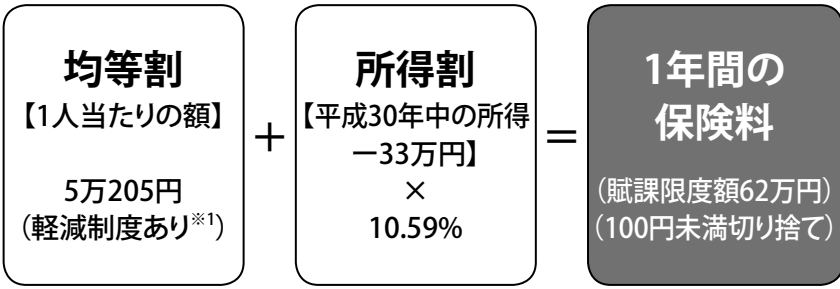
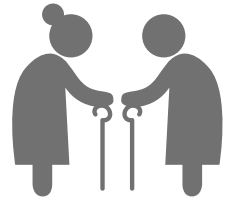


図1 今年度の保険料の計算方法



保険料率は、平成30年度と同様です。
※1 軽減制度は、図2および図3のように見直され、表2の通りとなります。

保険料は、「均等割」と「所得割」で決定
保険料は、すべての被保険者が同じ額を負担する「均等割」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。
今年度の保険料の計算は、図1



後期高齢者医療保険料が見直されます

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料が見直され、平成30年度までの均等割9割軽減、8・5割軽減の人の軽減割合が大きく変わります。

問い合わせ 国保課 (市庁舎1階、☎65・4140)、北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011・290・5601)

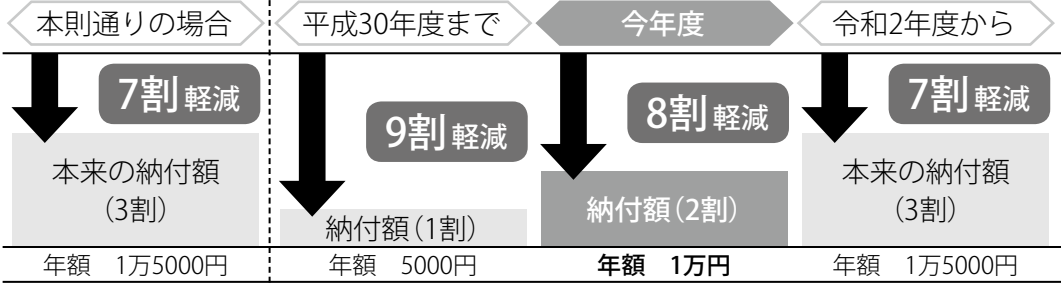
のとおりです。

保険料の軽減特例が見直されました

高齢化の進行や医療費が増加傾向となる中、世代間における負担

図2 均等割軽減の見直し①

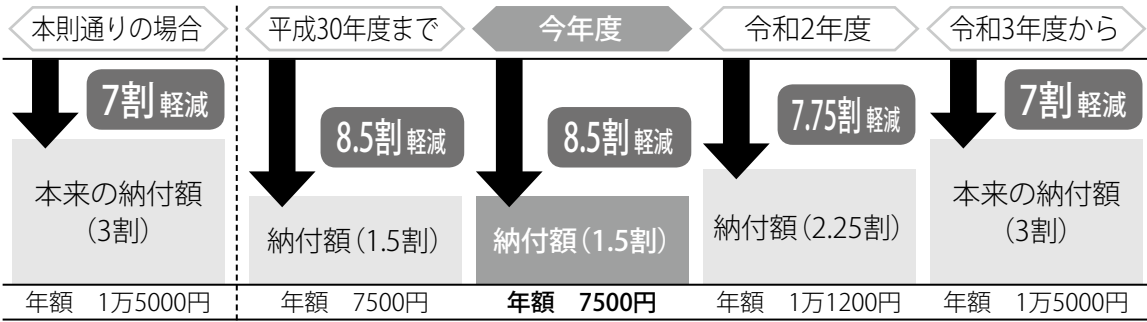
世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員が所得0円(年金収入80万円以下で、その他の所得がない)の場合



年額は今年度の保険料率を基に算出した額で、100円未満切り捨てです。

図3 均等割軽減の見直し②

世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下である世帯の場合



年額は今年度の保険料率を基に算出した額で、100円未満切り捨てです。

の公平の観点などから、均等割の軽減特例が今年度の保険料から見直されます。
世帯主と被保険者の前年所得の

支援策に関する問い合わせ先

- ①介護保険料の負担軽減の強化(2頁表2を参照)
▶介護保険課(市庁舎1階、☎65・4150)
- ②年金生活者支援給付金の支給(10月開始)
【支給要件】
・65歳以上で、老齢基礎年金を受給している人
・前年の公的年金などの収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得など)との合計額が77万9300円以下
・同一世帯の全員が市民税非課税
▶ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)
▶帯広年金事務所(西1南1、☎65・5002、音声案内1番→2番)

表1 均等割の軽減対象になる所得額の範囲拡大

軽減割合	平成30年度	今年度から
5割	33万円 + (27万5000円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)
2割	33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)

を超過する月までの期間のみ軽減されることとなります。

表2 均等割の軽減

世帯主と被保険者の前年所得の合計が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入80万円以下で、その他の所得がない)	8割	1万41円
33万円	8.5割	7530円
33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割	2万5102円
33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割	4万164円

65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。

合計が33万円以下の世帯で、被保険者全員が所得0円(年金収入80万円以下で、その他の所得がない)の場合、本来7割軽減のところ、これまでは特例として9割軽減でした。今年度は8割軽減となり、令和2年度以降は本来の7割軽減となります。(図2)
また、世帯主と被保険者の前年所得の合計が33万円以下である世帯の場合は、段階的に本来の7割軽減となります。ただし、今年度は、激変緩和の観点から軽減措置が取られ、平成30年度と同様に8・5割軽減が継続されます。(図3)

今年度の保険料

保険料は、所得など一定の要件を満たすと、自動的に軽減されます。(非課税所得者除く)

均等割の軽減範囲が拡大

今年度から、均等割の5割軽減と2割軽減の範囲が拡大されました。(表1)

世帯主とその世帯に属するすべての被保険者の合計所得が一定額以下の場合、均等割が軽減になります。(表2)

被用者保険の被扶養者だった人の均等割軽減措置期間が見直し

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険^{※2}の被扶養者であった人の保険料については、これまでは所得割がかからず、均等割が5割軽減されていました。

このうち均等割の軽減について、今年度からは、制度加入から2年を経過する月までの期間のみ軽減されることとなります。

※2 被用者保険

全国健康保険協会(協会けんぽ)や組合管掌健康保険、共済組合などの健康保険を指します。国民健康保険や国民健康保険組合は該当しません。

保険料の軽減に所得の申告が必要な方

次の人は所得の申告がなければ、保険料が軽減されません。(表2)必ず、国保課に所得を申告してください。

- ▼収入がない人
- ▼扶養となっていない人
- ▼障害年金、遺族年金などの非課税所得者

保険料額は7月に通知

今年度の保険料額と納め方は、7月中旬に郵送でお知らせします。7月以降に後期高齢者医療制度に加入する人は、加入した月の翌月以降に通知します。